

多久市庁舎内物品販売に関する許可基準

1 趣旨

多久市庁舎管理規則第 18 条に規定する多久市本庁舎(以下「庁舎」という。)内での物品の販売に関する許可基準を定めるものとする。

2 許可基準

(1) 販売が可能な物品等

販売が可能な物品は、危険物等を除く、公序良俗に反しない物品で、庁舎管理者(以下「財政課長」という。)が適切と判断したものでなければならない。

(2) 販売場所

販売を許可する場所は、庁舎 1 階の市民ホール及び当直管理室前の 2 か所とし、その他の庁舎内での販売は認めない。

なお、市が行う事業等で市民ホールを使用する場合は、市民ホール等での販売は許可しないものとする。(許可を取り消す場合も含む。)

(3) 販売者数

販売を許可する事業者数は、1 日当たり市民ホール 2 事業者、当直管理室前 1 事業者の 3 事業者までとする。

(4) 販売の時間

販売の時間は、正午から午後 1 時まで。ただし、30 分前からの事前準備は認めるものとする。なお、終了後は、すみやかに撤収するものとする。

(5) 販売の回数

販売回数の上限は、1 販売事業者につき週 1 回までとする。

3 申請方法等

(1) 庁舎内での物品販売を希望する者は、物品販売許可申請書(別紙 1)を財政課長へ提出し、物品販売(許可・不許可)書(別紙 2)の交付を受けなければならない。

(2) 前号の申請は、年度を単位として当該物品等の販売前日(開庁日に限る。)までに行うものとし、先着順に受け付けるものとする。ただし、調整が必

要な場合は、市内販売事業者を優先し、その都度調整を行うものとする。

4 庁舎使用料

庁舎使用料については、職員の福利厚生等の観点から当分の間、多久市行政財産使用料条例第4条第5号により無料とする。

5 備品等使用の禁止

物販に必要な、机・椅子、コンセントからの電気使用は認めない。販売に必要なものは、各販売者で準備すること。

6 販売基準の特例

(1) 飲料水等の配達については、上記基準の例外として各課のカウンター等で商品の受け渡しを認めるものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症による事業所支援、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の規定による物資の販売その他特別な理由により財政課長が必要と認める場合は、この基準の規定にかかわらず販売基準の特例を設けることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この基準は、令和3年10月1日から施行する。

2 この基準の施行日前に許可を受けて物品の販売を行っている事業者については、この基準の規定にかかわらず現行の販売形態を考慮し、第3項の許可を行うものとする。